

2 交通機関が不通等となった場合

- ① 通学に利用している交通機関（鉄道やバス等）が悪天候等により不通となった場合には、生徒は交通機関が運行再開するまで自宅待機とし、運行再開した段階で安全に注意しながら登校する。
- ② なお、運行再開後登校した場合、最終時間の授業に間に合わないと予測される場合には自宅学習とし、その旨を学校に連絡する。

*臨時休業とする場合は、必要に応じてまちcomiメールや緊急連絡板によりお知らせします。

3 臨時休業の判断について

天候に起因する臨時休業については、気象状況や列車・バス等の運行状況などを総合的に判断して校長が決定します。警報発表や時間によって自動的に休業となることはありません。

4 欠席・遅刻の取扱について

1と2の対応においては、欠席・遅刻扱いとしません。テスト等の場合においても不利にならないように配慮します。

〈平成29（2017）年12月21日改定〉

※緊急掲示板アドレス

<http://www.pen-kanagawa.ed.jp/cgi-bin/message/odawahigashi-h/epad.cgi>

生徒の心構えと留意点・服装規定等

高等学校における学生生活は、新たな交友関係を築き、視野の広がり、興味・関心の多様化も見られる一方、基本的な生活習慣や自発的・積極的な学習態度を養うことが求められます。下に、本校生徒としての心構えと生活の留意点を記しておきますので、よく読んで理解してください。

- 1 本校の教育目標（表見返ページ参照）を十分に達成できるよう、積極的に取り組みましょう。
- 2 本校の学則（9～18ページ参照）ならびに生徒心得（45ページ参照）を熟読し、その意義をよく理解しておいてください。
- 3 学校の内外を問わず礼儀正しい服装・言動に努めましょう。職員・友人・外来者すべての人たちの人格をお互いに尊重しあいましょう。さらに、他者や周囲への配慮を欠いた言動は厳に慎み、お互いに気持ちよく過ごせるよう、集団秩序の維持発展に積極的に協力しましょう。

4 諸規則

(1) [登下校]

定められた時間を厳守すること。

- ① 始業時刻 8時40分

- ② 最終下校時刻
夏季3月～10月 18時30分
冬季11月～2月 18時00分
- ③ 最終下校時刻以降に学校に残る場合は、学級担任又は部活動顧問の許可を得なければならない。
- ④ 登下校時は、交通規則を守るとともに、常に良いマナーを心がけること。
- (2) [校内生活]
- ① 欠席、遅刻、早退は努めて避け、やむをえない場合には学級担任に届け出る。届け出の際には生徒手帳の学校・家庭連絡欄を使用すること。
- ② 他の生徒の所持品等が置いてある空き教室や空き空間にはむやみに入らない。
- (3) [校外生活]
- ① 風俗営業、成人向けの遊技場・娯楽施設等、18歳未満立ち入り禁止の場所には出入りしてはならない。
- ② 不慮の事故（生徒自身の事故・家庭内での不幸・災害など）に遭った場合には、速やかに学校に連絡すること。

5 留意点

- (1) 生徒手帳及び生徒証を常に携帯し、本校生徒の身分を明らかにすること。
- (2) 服装は本校規則に従い、学校所定の制服を着用すること。

登下校はもちろん、部活動・学校行事等、本校生徒としての身分で外出するときは、常に制服を着用すること。

- (3) 髪は、染色・脱色・パーマ・エクステンション等を認めない。学生らしさを失わないこと。
- (4) 履物は校舎内及び体育館では、それぞれ学校指定のものを履くこと。
- (5) 校内の設備・備品は大切に扱い、破損・紛失しないように注意すること。
さらに、校舎内外を清潔に保ち、整理整頓に努め、学習に最適な環境づくりに努めること。
- (6) 昼食は弁当を持参するか、校内の販売所を利用すること。
- (7) 登校後は、下校するまで学級担任の許可なく外出してはならない。やむをえず外出するときは学級担任の許可を得た後外出許可証を受け取り、それを帰宅まで携帯すること。
- (8) 盗難紛失等の事故を防止するため、各自の所持品には必ずクラス・氏名を明記すること。また、多額の現金や高価な物品は学校に持参しないこと。もし事故があった場合は直ちに学級担任に申し出ること。貴重品は、移動教室の場合必ず身につけるようにするか、学級担任や教科担当者に保管を

依頼すること。また、必要のないものは学校に持って来ないこと。

- (9) 急な疾病・負傷等の場合は保健室で養護教諭の処置を受けること。この場合、事前に学級担任や教科担当者に伝え、事後に所定の用紙により必ず学級担任に届け出ること。
- (10) 携帯電話等は、授業中には絶対に使用してはならない。電源をきり、かばんにしまうこと。
- (11) 電車・バス等公共の交通機関を利用する場合、他の乗客に迷惑をかけたり、不快感を与えるような行動・言動はしないこと。
- (12) 通学時、小田原駅より「スクールバス」を利用する生徒は、時間に余裕のある電車等を選ぶこと。小田原駅到着後は、地下道を通りバス乗り場に行くこと。バスを待つ間は整然と列をつくり、他の乗客の迷惑にならないよう心がけること。また、原則として、スクールバスが配車されている時間帯には路線バスを利用してはならない。
- (13) アルバイトは学業に支障を来たすことが多い。やむをえずアルバイトを行う場合は、家庭の責任で行うとともに、必ず学校に届け出ること。その際、業種・職種・従事時間等の諸条件について保護者とよく話し合い、学校生活を優先するよう努めること。

出席状況、学習態度、成績等に悪影響が見られる場合は、保護者を含めた面談を行い、時間削減や取り止めなどの対応を行う。

- (14) 次に示す事項は禁止されている。

- ① 自動車・バイク等を運転して通学すること、又は同乗して通学すること。なお、通学に使用しなくても、制服を着たままバイクや自動車を運転してもいけない。
 - ② 夜間の外出（夜間外出は保護者の了解を得ること）。
 - ③ 飲酒、喫煙、薬物乱用等。
 - ④ 学習活動に直接必要のないゲーム機等の遊戯道具を学校に持参すること。
 - ⑤ 生徒間の金銭の貸借、物品の売買、カンパ行為。
 - ⑥ 保護者の許可を得ない外泊（友人の家であっても無断外泊はしないこと）。
 - ⑦ 暴走族などの反社会的な集団に所属すること。
- (15) 学則・諸規定に違反したり、生徒としての本分から外れた行為を行ったりした場合は学則ならびに規則にしたがって指導される。
- (16) 交通安全について。
常に交通ルールを遵守し、次のことに留意すること。
- ① 自転車通学を希望するものは、学級担

任を通じて各学年の生活グループ担当者に届け出ること。

- ② 運転免許を取得する場合は、保護者と十分話し合った上、学級担任を通じて生活グループに届け出ること。なお、自動車普通免許取得は3年生の夏休み以降とする。
- (17) 再登校を含む朝の生活指導について。
服装・頭髮に関しては、毎朝職員が厳しくチェックする。
- ① 正しく制服が着用されていない場合（ネクタイ、校章等を含む）、持っていればその場で着用させ、なければ一旦帰宅して、きちんと着用してから再登校する指導を行う。
- ② 頭髮が違反している場合、その日のうちに担当者から指導が入り、これに従わない場合は、特別指導の対象となることもある。
- (18) ピアス、ネックレス等の装飾品、及び違反した服装への対応について。
職員が校内で発見した場合、その場ではずさせる、又は脱がせる指導をし、帰りまで学校で預る。

生徒心得

生徒1人ひとりの誇りは、同時に卒業生及び地域をはじめ本校を支えてくれている多くの人々の誇りでもあります。皆さんが、校訓である「誠意、向上、自立」に沿ってお互いに信頼し、高めあいながら、大きく成長するたすけとして、ここに生徒心得を示します。

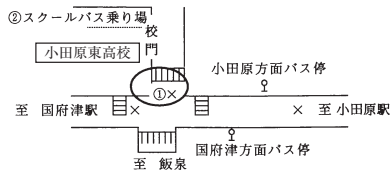
- 1 本校生徒としての誇りと自覚を持ち、社会人として信頼される格調高い人格を身に付けることを目指して、誠実に行動する。
- 2 将来の自立と真の自由に向けて自分を高めるため、毎日の勉学と学校生活に励む。
- 3 常に安全を心がけ、軽率な行動によって自らの、また集団の安全を損ねることのないよう注意する。
- 4 自分の身の回りや服装を清潔に保ち、整理整頓に努める。公德心を忘れず、公共物を大切にし、環境をいっそう美しくするよう心がける。
- 5 人を思いやり、学校の内外を問わず、迷惑をかけず、譲り、助け合う。社会の一員として、今出来ることは何かを考え、実行する。

【生徒の心構えと留意点・服装規定等】

年度ごとに教室に掲示される「生徒の心構えと留意点・服装規定等」（1年生は「合格者のしおり」に記載）をよく読み、規則にしたがって学校生活を送ること。

（学校生活の留意点）

1 学校周辺の注意すべき場所及び帰りのスクールバス乗車について



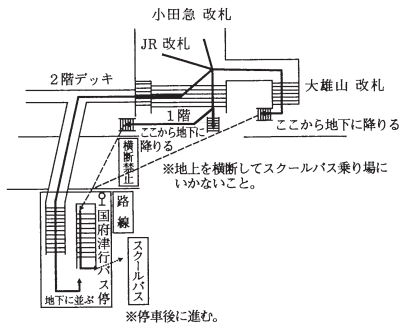
- ① 横断歩道を渡るときは国府津方面からの左折車に注意すること。
(変則十字路で危険)
- ② 帰りのスクールバス（小田原駅直通）は校門前から乗車すること。スクールバスが配車されているときは、一般路線バスには乗車できない。
- ③ バス中での飲食、携帯電話の使用、大声での会話は厳禁。

2 朝の小田原駅スクールバス乗車について

小田原駅東口駅前広場⑧番のバス停付近から小田原東高校行き直通のスクールバスが配車される。利用者は下記の乗車上の注意を確認すること。

【乗車上の注意等】

- ① 7：55、8：05、8：10、8：15、8：20の5台が出る。
- ② スクールバス乗車の際には、一般路線バスが近くを通過するのでバスの動きに注意すること。（事故防止）
- ③ スクールバス乗り場には駅東口2階デッキ又は地下通路の階段を通して行くこと。1階の横断禁止となっているところを通ってはならない。
- ④ スクールバスを待つときは、地下階段から2列で並ぶこと。バスにまだ余裕があっても自己都合で乗らないときは端に寄り、後方の人に声をかけ乗車を促す。
- ⑤ 一般の方々の通行を妨げないこと。
- ⑥ なるべく多くの生徒が1台に乗れるよう、お互いに協力しあうこと。



3 自転車通学・自転車置き場などについて

- ① 自転車保険加入を強制はしないが、できるだけ加入することを勧める。
- ② 自転車通学者は登下校時は体育館側裏側(白鷗中学校寄り)から入り、下校時は昇降口近くの通用門から出ること。(正門からの出入りは禁止)
- ③ 駐輪場は学年ごとに決められているので、指定の場所に駐輪すること。
- ④ 盗難防止のために、必ず鍵をかけること。
- ⑤ 交通事故に注意。歩行者に注意するとともに、自動車に巻き込まれないようにすること。

⑥ 次の行為をしてはならない。

- i 雨の日の傘さし運転
- ii 二人乗り
- iii 並走
- iv 夜間の無灯火運転
- v 乗用中の携帯電話等の操作・通話
- vi ヘッドホン、イヤホン等をつけて乗る
- vii 許可されている歩道以外の道を通行すること
- viii 右側通行

4 高校生として校則・社会のルールを守り正しい生活を送ること

以下の行為を特別指導の対象とする

- ① 喫煙・飲酒(同席,所持,ライター所持を含む)
- ② 薬物使用・所持
- ③ 定期券不正使用・公共物破損・窃盗・万引き
- ④ 暴力・いじめ・暴言・威嚇・脅迫・恐喝
- ⑤ バイク通学。自動車通学(乗車時の制服着用は通学と見なす)
家族以外のものが運転する車両の同乗
- ⑥ 試験における不正行為
- ⑦ 暴走族などの反社会的集団に属すること
- ⑧ 道路交通法違反行為
- ⑨ 度重なる指導無視,いじめ行為,他人の人格や諸権利を損なう反社会的行為

校則その他

- ① 校則について（生徒心得45ページ参照）
- ・染色・脱色・パーマ・エクステンション等の禁止

髪型については、モヒカン（段差がある髪型）・男子の長髪（前髪、襟足）・ライン・編み込み等の禁止（高校生らしい髪型で、誰が見てもおかしくない髪型で学校生活を送ること。）

- ・化粧・ピアス・パーマ・マニキュア・カラーコンタクト・その他のアクセサリ類の禁止
- ・常に制服を正しく着用すること（ネクタイ・リボン・校章・指定ワイシャツ・ブラウス等）
（ワイシャツ・ブラウスのボタンは上まで閉め、ネクタイ・リボン等は首元まで上げる。）

※上記の校則に繰り返し違反をする者は、特別指導の対象となります。

- ② 携帯電話・インターネットを使用した非社会的行為（出会い系サイトへのアクセス等）に関わらないこと
- ③ 携帯電話等は授業中に使用しないこと（電源を切りカバンにしまう）
- ④ 貴重品の管理を徹底すること。自分の持ち物には必ず記名すること（盗難防止）

ここに挙げた内容は、一人ひとりがしっかりとルールを守り、安全で充実した学校生活を過ごすためのものです。小田原東高校の生徒として、誇りと規律ある学校生活を送ってください。

〈頭髪・装飾品等に関する本校のルール〉

1 頭髪に関して

高校生らしい、髪型を心がけること。

- 染色しない。脱色も禁止。
 - パーマをかけない。
 - ラインなどをいれない。
 - 極端な刈り上げや段差のある髪型にしない。
 - エクステの禁止。
- ※その他、学校でふさわしくないと判断した髪型。

2 装飾品等に関して

学校生活に不必要な物は身につけない。

- 指輪やネックレス、ピアスをしない。
(透明ピアス、腕に付ける数珠、カラーコンタクト)
- 化粧の禁止。

3 その他

- 上履のかかとを踏まない。
- スカートの折り曲げ、改造を禁止する。
- ネクタイは中途半端にしない。
- 自転車で登校する者は、必ずステッカーを貼る。
(ステッカーがない自転車はチェーン掛けをする。)
- 授業中に携帯電話は使用しない。
- 廊下などで歩きながら飲食しない。

※上記のルールをしっかりと守ること。

指導に素直に従わないときには、特別指導になることもある。

〈生徒制服規格〉

	アイテム名	色柄	デザイン	混率・素材	タイプ		
冬	男	ジャケット	濃紺	シングル2つボタン、別注ボタン	W/T 50/50	プレザー	
		冬スラックス	グレーベース チェック柄	ワンタック	W/T 30/70	裾シングル	
		長袖シャツ	サックスブルー	角衿、左腕刺繍入り	T/C 65/35	レギュラー	
	女	ネクタイ	紺ベース チェック柄	レギュラータイプ	T100	レギュラー	
		ジャケット	濃紺	シングル2つボタン、別注ボタン	W/T 50/50	プレザー	
		冬スカート	濃紺タータン チェック	18本車ヒダ、2箇所刺繍入り	W/T 50/50	柄なし(チェック柄挿え)	
	夏	女	女子冬スラックス	グレーベース チェック柄	ノータック	W/T 30/70	裾シングル
			長袖ブラウス	サックスブルー	角衿、左腕刺繍入り	T/C 65/35	レギュラー
		男	女子ネクタイ	紺ベース チェック柄	レギュラータイプ	T100	レギュラー
			リボン	紺ベース チェック柄	バツクルゴム式、4枚羽	T100	レギュラー
	その他	男	夏スラックス	グレーベース チェック柄	ワンタック	W/T 30/70	裾シングル
			男子半袖シャツ	サックスブルー	角衿、左腕刺繍入り	T/C 65/35	
女		夏スカート	濃紺タータン チェック	18本車ヒダ、2箇所刺繍入り	W/T 50/50	柄なし(チェック柄挿え)	
		半袖シャツ	サックスブルー	角衿、左腕刺繍入り	T/C 65/35		
その他	ニットベスト	紺	天竺編み、刺繍入り	A/W 70/30			
その他	セーター	紺	天竺編み、刺繍入り	A/W 70/30			

W=ウール C=綿 T=ポリエステル A=アクリル

※女子はスカートの代わりにスラックスでも可

※女子のネクタイ、リボンのいずれかを着用する

男子



冬・夏同柄

女子



冬・夏同柄

男女共通



本校の制服は本校生徒のアイデンティティーを明らかにし、誇りを持って学校生活を送るために制定したものです。生徒は制服を校外の人に有償・無償を問わず譲渡してはいけません。また制服販売業者にも同様の義務を課していますので、制服を購入する際は、入学式前は合格通知書、入学後は生徒証を持参し、本校生徒（入学予定者）であることを示してください。

54

〈服装規定〉

*基本姿勢

高校生らしい服装をし、以下の規定を遵守すること。

	男子	女子
上衣	改造は認めない	
スラックス	改造は認めない	
スカート	なし	改造及び折り曲げは認めない。
ワイシャツ・ブラウス	夏服は5/1～10/31に着用する。ただし前後5/1～6/10と9/20～10/31を移行期間とする。裾は、夏服・冬服を問わず、スラックス・スカートの中に入らうこと。	
ネクタイ・リボン・クロスタイ	冬期(11/1～4/30)に着用する。ただし移行期間(5/1～6/10・9/20～10/31)は、この限りではない。	
校章	上着の左胸に付ける。(夏期不要)	
コート類	1 原則として授業中はコート、マフラーの着用は認めない。 2 寒冷期は学校指定の中間服を制服の下に着用することができる。 3 派手な色・型のものは認めない。	
上履	学年別に色分けされた所定の上履を用いる。	
髪型	染色・脱色・パーマ・エクステンション等は認めない。	
その他	1 化粧・アクセサリー等は認めない。 2 冬服の期間中、校内において上着を脱いで学校指定のセーターで過ごすこともよい。ただし、この場合もネクタイ、リボンは着用する。 3 やむを得ない理由によって服装規定を守れない場合は、異状を学級担任に申し出て許可を得ること。 4 5月1日～10月31日において、気温の低い場合は学校指定のセーターを学校内外において着用することができる。 5 中間服は学校指定のセーターのみ着用が認められる。(中間服としての市販のセーター等は認めない。)	

55

保健室の利用について

保健室は、応急処置を行うほか、積極的に健康の保持増進を促すための資材・器具を提供する、健康相談を行うなど、保健センターとしての役割を持ちます。

〈保健室での約束〉

- ① 利用時間は緊急時以外、原則として休み時間、昼休み、放課後とします。
(相談についてもこの原則は変わりません。)
- ② 緊急時、授業中に保健室を利用する場合は、必ず本人が担任又は教科担任の先生に伝えてから入室するようにしてください。また、利用後に「保健室入室カード」を必ず担任に提出し報告してください。
- ③ 保健室では養護教諭の指示に従い、不在の場合は、生活グループの先生又は担任に連絡し対応してもらってください。
- ④ 利用の目的をきちんと伝えてください。
- ⑤ 外科的な処置は、学校の管理下で起きた負傷の応急処置のみ行います。
- ⑥ 保健室では治療行為はできません。よって、原則として内服薬などをあげることはできません。また、保健室の処置は救急処置の範囲にとどまるので、必要に応じて専門医の治療を受けてください。

- ⑦ 保健室での休養は、原則として1日1時間までとします。休養しても授業に出られない場合は、担任の先生と相談し、早退の許可を得ましょう。
- ⑧ ベッドは、短時間の休養で回復の見込みがある場合に限り、養護教諭が使用を許可します。疲労や睡眠不足での使用はできません。

学校感染症に関わる出席停止

校長は、学校保健安全法に基づき、感染症の予防をはかるため出席停止をさせる場合があります。(学校保健安全法第19条)

① 学校感染症の種類

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、SARS、ポリオ、鳥インフルエンザ（H5N1）
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、風しん、流行性耳下腺炎、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

- ② 学校感染症の診断を受けた場合は、すぐに担任に連絡してください。療養にかかる日数は欠席扱いになりません。
- ③ 学校指定の「出席停止届け」に保護者が記入し、病後出席を始めてから1週間以内に担任に提出してください。

体育施設使用規定

- 1 グラウンドについて
 - (1) 使用は原則として授業・集会・及び部活動とする。
 - (2) 使用する場合は、グラウンドシューズを使用する。(部活動時は別)
 - (3) 使用する団体の責任者は、必ず体育科に届け出る。
 - (4) 使用後はグラウンド整備を行う。
 - (5) グラウンド内での飲食は禁止とする。
 - (6) グラウンドコンディションが悪いときは、使用を禁止することもある。
- 2 武道場について
 - (1) 使用は原則として授業・集会及び部活動とする。
 - (2) 武道場には素足で入ることを原則とする。
 - (3) 使用後は清掃を行う。
 - (4) 武道場内での飲食は禁止とする。
- 3 体育館について
 - (1) 使用は原則として授業・集会・及び部活動とする。
 - (2) 使用する場合は、規定の体育館シューズで行う。(部活動時は別)
 - (3) 使用する団体の責任者は、必ず体育科に届け出る。
 - (4) 使用後は清掃を行う。

(5) 体育館での飲食は禁止とする。

4 その他

- 1 日曜・祭日・休業日の使用は、体育科に届け出る。
- 2 体育の授業以外で使用する場合は、学級担任・部活動顧問などの監督のもとに体育時の服装（部活動時は別）で使用する。
- 3 使用後は後片付けを必ず行う。（グラウンド整備・用具返却など）
- 4 破損・紛失があった場合は、体育科に連絡し、使用者が弁償する。

図書館の利用について

図書館は、本校生徒の学習活動及び日常生活に役立つ資料を収集整理しています。利用の決まりを守り活用してください。

★開館時間

8：50～16：45

*長期休業中については事前に連絡します。

★資料の貸出し

2週間を原則とします。（冊数制限なし）

*長期休暇中は別に定めます。

★リクエスト

購入してほしい本は、用紙に記入して司書の先生に渡してください。

★予約

貸出し中の本の順番を予約できます。

司書の先生に声をかけてください。

★利用上の注意

- 図書や雑誌等を手続きせずを持ち出さないでください。
- 借りた資料を紛失又は破損した場合は、借りた人が弁償することになります。
- 不明な点は司書の先生に尋ねてください。

テストに関する規定

- 1 席 順
窓側の列より縦に出席番号の順序による。
- 2 持 ち 物
 - (1) 鞆、教科書、ノートその他は机の中に入れておいてはならない。教室の後ろの生徒だなに入れる。H R教室以外で試験を受ける場合は、室内の前後におく。(筆箱は机上におかないこと。)
 - (2) 携帯電話、スマートフォン、携帯型音楽プレーヤー、ゲーム機に類するものは、テストの妨げとなるので基本的には学校に持ってこないことが望ましいが、やむをえない場合は、必ずスイッチを切り、鞆に入れておくこと。また、イヤホン・ヘッドホンも鞆の中にする。
 - (3) 電卓等の使用については、教科担当の指示に従う。
- 3 筆記用具、消しゴム、下敷き等について
テスト実施中の貸し借りは禁止する。下敷きは机の表面が著しく悪い場合に限り、特に学級担任の許可を得て使用できる。
- 4 中途退席について
テスト中、やむをえずトイレ・保健室等で退席する場合は、監督の先生に申し出て、解答用紙を提出すること。テストはその時点で

中止となる。

- 5 テスト終了のチャイムが鳴っても解答用紙の回収を終わるまで席を立ったり、話をしてはならない。
- 6 保健室受験について
保健室受験は、特別の事情がない限り認めない。
- 7 不正行為の扱い
不正行為を行った場合は、その当該科目は零点とする。